

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 相続税の未成年者控除

Q：私は父の死亡により財産を取得しました。相続時の年齢は18歳7か月ですが、既に結婚しています。私の場合、相続税の未成年者控除の適用を受けることができるのでしょうか。

A：未成年者控除とは、相続人が未成年者である場合に成年に達するまでの教育費や養育費を配慮して相続税の軽減を図るものです。

適用要件は次の3つですが、その全てを満たさなければなりません。

- ①相続時に20歳未満であること。
- ②法定相続人であること。
- ③日本国内に居住していること。

未成年者控除額は次の算式で計算した金額です。6万円×(20歳-相続人の年齢)

また未成年者控除は、代襲相続の場合も適用があります。

未成年者控除額が未成年者本人の相続税額から控除しきれない場合は、その控除不足分をその未成年者の扶養義務者である他の相続人の相続税から控除することができます。

◆ご質問の場合、既に結婚され民法上成年とみなされる場合でも、上記の要件を満たしている限り、未成年者控除の適用を受けることができます。

(控除額)

20歳-18歳7か月=1歳5か月→2年  
(端数切上)

6万円×2年=12万円

未成年者控除額は、12万円です。

